第十七条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十八条第一項中「受領許可証」の下に「（電磁的記録をもって作成するものを含む。次項及び第三項において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十一条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第五条第三項中「請求国の名称、有効期間」を「第五条第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」に、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改める。

第二十二条第二項中「第三項」の下に「、第八条の二並びに第八条の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八条の二中「同条第二項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二条第二項において準用する第八条第二項」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「の謄本」及び「（平成十九年法律第三十七号）」を削り、「又は第三号」と」の下に「、同法第十条第二項中「前項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項」と」を加え、「第三条第二号」を「同条第二号」に改め、「「第四条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と」を削り、「第八条第三項」を「第八条の三各号」に改める。

第二十四条第七項、第二十五条第八項、第二十六条第六項及び第二十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一条第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

第二十八条第一号中「決定の」を「決定について、」に、「謄本」を「謄本又は同条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十条第四項に規定する電磁的記録」に改める。

第三十一条第一項中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条（第五項を除く。）」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改める。

第三十二条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十五条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「第五条第三項中「請求国の名称、有効期間」を「第五条第四項中「引渡しの請求に関する」を「規定する」を「規定する書面又は電磁的記録の」に改め、「引渡犯罪名」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第三十五条第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第四十四条第三項中「、第四項及び第六項並びに第二十三条第六項」を「から第六項まで及び第八項並びに第二十三条第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第二十三条第六項中」を「第二十三条第七項中」に改め、同条第五項中「第二十三条第七項及び」を「第二十三条第八項及び第九項並びに」に、「第二十三条第七項中」を「第二十三条第八項中」に改める。

第四十六条第二項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第六項」に、「第二十三条第六項」を「第二十三条第七項」に、「第四項まで」を「第六項まで」に改め、「請求犯罪」との下に「、同条第五項第二号中「電子計算機」とあるのは「電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）」と、同条第六項中「ファイル」とあるのは「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」とを加える。

第四十七条中「第八条第二項」の下に「及び第三項、第八条の二」を加える。

第五十二条第一項第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（電子計算機損壊等職務執行妨害）

第六十四条の二　国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（更生保護法の一部改正）

第三十一条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により」に、「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもって作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第四十四条に次の一項を加える。

4　第二項の規定によりされた電磁的記録による通知（電気通信回線を通じてされたものに限る。）は、刑事施設又は少年院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された時に当該刑事施設又は少年院に到達したものとみなす。

第四十六条第二項中「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもって作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第六十三条第七項中「第六十四条」を「第六十二条第二項、第六十四条」に、「と、同法第六十四条第一項」を「と、同法第六十四条第一項第二号中「検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）」とあるのは「保護観察官（更生保護法第六十三条第六項ただし書の規定により警察官が執行を嘱託された場合にあつては、保護観察官及び警察官）」と、同号、同条第二項及び同法第七十三条第一項第二号」に改める。

第七十九条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

（少年院法の一部改正）

第三十二条　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百四十条第三号において同じ。）によることができる。

第九十条第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。